

児童手当・特例給付現況届の提出はお済みですか？

児童手当・特例給付現況届は、毎年6月に、一部の方に提出いただくものです。提出を要する方に対しては、6月上旬に通知を送付しています。対象の方は現況届を提出済みであるかご確認ください。未提出の場合は、児童手当や特例給付を受けられなくなり

ますので、ご注意ください。【児童手当に関するお知らせ】

現在、所得が限度額を超過していることにより、児童手当・特例給付の資格を持っていない方が、令和5年度所得が限度額を下回った場合に児童手当を受け取るためには、再度認定請求書を提出する必要がありますので、ご注意ください。

問合せ：子育て支援課 ☎982・9529 FAX共通

違反簡易広告物除却推進団体

景観や通行の妨げになる違法に設置された立て看板などを除却する団体を募集します。対象：市内に在住・在勤・在学する20歳以上の方で構成された2人以上の団体※30分程度の講習、道具の貸与など各種支援あり。

問合せ：都市計画課 ☎982・9885 FAX共通

【人権それは愛】フェアトレード(公正・公平な貿易)で児童労働を減らす取組

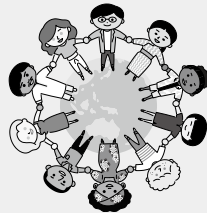
世界には、有給、無給に関わらず、様々な形態で働いている子どもたちがおり、世界の子どもの10人に1人が児童労働に従事しているといわれています。

このなかには、貧困や戦争、社会の慣習などから働くことを強いられている子どもが多くおり、子どもの教育機会や健全な成長が妨げられている、大きな問題といえます。

この問題は決して他人事ではありません。例えば、私たちの日々の消費に密接に繋がっている、コーヒー豆や茶葉、カカオの生産国は、いわゆる発展途上国がほとんどで、生産背景には、いまだ深刻な児童労働が存在しているといわれています。

こうした状況の解決に向け、私たちにできることのひとつとして、フェアトレード認証商品の購入が挙げられます。フェアトレードは、貿易のしくみを公平・公正にすることにより、特に発展途上国の小規模生産者や労働者が自らの力で貧困から脱却し、地域社会や環境を守りながら、サステナブル(持続可能)な世界の実現を目指す取組です。フェアトレード認証商品の購入など、人・社会・地域・環境に配慮した消費は「エシカル(倫理的)消費」とも呼ばれ、近年注目されています。

思いやりを持った商品選びで、日々の消費を世界の子どもの笑顔を守る取組に参加してみませんか。



問合せ：生涯学習課 ☎984・3563 FAX共通

市民参画手続の実績および実施予定の公表

実施予定の公表

市民と市の協働を基本とし、市民の皆さんが市政に参画しやすい環境づくりと市民参加の推進を目的とした「吉川市市民参画条例」では、審議会手続、パブリック・コメント手続、市民説明会手続、地域ヒアリング手続、ワークショップ手続、市民討議会手続、住民投票手続の7つの市民参画手続を定めています。

令和4年度の実績および令和5年度の実施予定は次の通りです。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

吉川市市民参画審議会 **検索**
問合せ：市民参加推進課 ☎982・9685 FAX共通

	市民参画手続	回数
令和4年度	審議会	43
	パブリック・コメント	7
令和5年度	審議会	67
	パブリック・コメント	7

ご家庭で不用になったパソコンを無料回収します

市では「小型家電リサイクル法の認定業者である「リネットジャパンリサイクル」と協定を締結し、家庭で不用になったパソコンを「ご自宅から宅配便による無料回収最短期日・希望日時」しています。利用方法は次の通りです。

- ①リネットジャパンリサイクルのホームページから申し込む。
- ② 不用なパソコンを段ボールに詰める。
- ③ 宅配業者が希望日時に回収。

・パソコンを含む1箱分の回収料金が無料。

・消去ソフトを無償で提供。(有料でデータ消去・証明書の発行も可)

・パソコンと一緒に、プリンタなどの周辺機器も一緒に回収可。詳細はリネットジャパンリサイクルのホームページをご確認ください。ホームページから申し込みできない方は、ご相談ください。



問合せ：☎0570・085・800